

学校感染症治癒証明書（登校許可書）の提出について

平素より学校の運営につきまして、ご協力をいただき、誠にありがとうございます  
今回、学校保健安全法第19条に基づき、お子様が出席停止となりました。治癒後、医師の証明印を受けたのち、登校させてください。

なお、この登校許可書に関しまして、下記のことにご注意くださいますようお願いいたします。

記

- 1 新宿区学校医の医療機関（別紙一覧参照）に発行を依頼する場合は、すべて公費負担となり保護者負担はありません。
- 2 新宿区学校医以外の医療機関に依頼された場合は、その限りではありません。

《登校許可書》 ※医療機関記入欄

新宿区立 \_\_\_\_\_ 学校 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組 氏名 \_\_\_\_\_

出席停止期間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名

医 師 名 \_\_\_\_\_ 印

出席停止の理由 該当する病名にチェックをお願いいたします。

| 第2種 |                 | 出席停止の期間の基準 等                                  |  |
|-----|-----------------|---|--|
|     | インフルエンザ（ ）型     | 発症した（発熱した日の翌日を1日とする）後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで |  |
|     | 百日咳             | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで       |  |
|     | 麻疹（はしか）         | 解熱した後3日を経過するまで                                |  |
|     | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで   |  |
|     | 風しん             | 発しんが消失するまで                                    |  |
|     | 水痘（みずぼうそう）      | すべての発しんが痂皮（かさぶた）化するまで                         |  |
|     | 咽頭結膜熱           | 主要症状が消退した後2日を経過するまで                           |  |
|     | 結核              | 病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで            |  |
|     | 髄膜炎菌性髄膜炎        |   |  |

| 第3種                                 |                   | 出席停止期間の基準 等 |            |
|-------------------------------------|-------------------|-------------|------------|
| 病状により、学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |                   |             |            |
|                                     | 腸管出血性大腸菌感染症       | 急性出血性結膜炎    | 溶連菌感染症     |
|                                     | 流行性角結膜炎           | ウイルス性肝炎     | マイコプラズマ感染症 |
|                                     | 感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）  |             |            |
|                                     | その他 感染症名（ _____ ） |             |            |